

政 治 団 体 の 手 引

令和 7 年 1 2 月

青森県選挙管理委員会

※ 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）、政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）の改正内容を踏まえて、令和 6 年 1 2 月作成版から、記載内容を修正した項目があるほか、様式（政治団体設立届）が改正されておりますので、御留意ください。

目 次

I	政治団体	1
II	政治団体の届出	5
III	寄附等に関する制限	11
IV	政治資金パーティーの対 価の支払に関する制限	18
V	公民権停止、没収、追徴	20
VI	後援団体等の政治活動に に関する立札及び看板の類	20
VII	参考資料	
	政治団体の設立・異動・解散時に必要な書類等チェックシート	23
別紙1	政治団体設立届	25
別紙2	後援会規約の例	27
別紙3	被推薦書	28
別紙4	届出事項等の異動届	29
別紙5	国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出	30
別紙6	政治団体解散届	31
別紙7	資金管理団体指定届	32
別紙8	資金管理団体届出事項の異動届	33
別紙9	資金管理団体指定取消届	34
別紙10	資金管理団体でなくなった旨の届	35
別紙11	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	36
別紙12	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	37
別紙13	政治活動に関する寄附の限度額（1年間）	38
別紙14	寄附の量的制限一覧	39

※ 本手引において引用している法律の規定は、令和7年11月1日現在のものです。最新の情報等は、青森県選挙管理委員会ホームページを御覧ください。（各様式の記載例等も掲載しておりますので、御利用ください。）

（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/seijidantai_yoshiki01.html）

I 政治団体

1 政治団体とは

政治資金規正法（以下「法」といいます。）においては、下記の活動を本来の目的とする団体及び下記の活動を組織的かつ継続的に行う団体を政治団体としています（法第3条第1項）。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

また、下記に該当する団体については、政治資金規正法上、政治団体とみなされます。

- (1) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）
- (2) 政治資金団体
- (3) 特定パーティー開催団体（政治団体以外の者が特定パーティー（※）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用されます。）
※ 特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいいます。

2 政党とは

法では、政党本位の政治活動を推進するため、政党を中心とする政治資金制度の確立を目指しており、政党は、その他の政治団体（後援会等の政治団体をいいます。）とは異なった位置付けがなされています。

政党とは、政治団体のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいいます（法第3条第2項）。

- (1) 他の政党に所属していない衆議院議員又は参議院議員が5人以上所属しているもの（ただし、構成員の中に1人でも他の政党に所属している議員が含まれていれば政党にはなれません。）
- (2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が有効投票の総数の100分の2以上であるもの

3 政治資金団体とは（本県には該当する団体はありません。）

政治資金団体とは、政党のために資金上の援助をすることを目的とする団体で、政党が一つの団体を政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届け出たものをいいます（法第6条の2）。

4 資金管理団体とは

資金管理団体とは、公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者が代表者である政治団体のうちから指定した団体で、一団体に限り指定できます（法第19条第1項）。

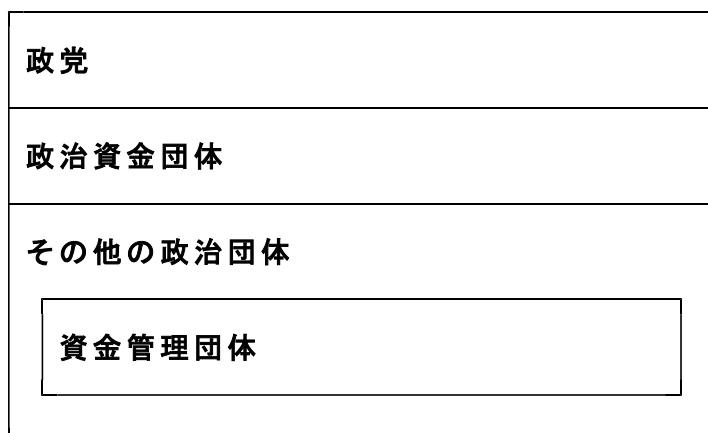
ただし、次の政治団体は、資金管理団体として指定できません。

- (1) ①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること又は②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを、その主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
- (2) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主催するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（法第5条第1項第1号の規定により政治団体とみなされるもの（派閥、政策研究団体））
- (3) 政治資金団体
- (4) 資金管理団体を指定する公職の候補者本人以外の推薦、又は支持を本来の目的とするもの

※ 政党又は政党の支部についても、指定できません。

また、資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないこととされています（法第19条の2の2）。

（政治団体の種類）



5 国会議員関係政治団体とは

(1) 国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体をいい、届出が必要です（法第19条の7、法第19条の16の3第1項）。

- ① 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（以下「1号団体」という。）
- ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる「寄附金控除適用政治団体」）のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（以下「2号団体」という。）
- ③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）（以下「3号団体」という。）

※ 令和8年1月1日から追加されます。

- ④ 政党的支部で、公職選挙法第12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ①の1号団体とみなされます。（以下「みなし1号団体」という。）

- ⑤ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。）

- ・ 同一の国会議員関係政治団体（上記③（3号団体）を除く）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）
- ・ 同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

※ 令和8年1月1日から追加されます。

ただし、政党及び政治資金団体は国会議員関係政治団体から除かれています（法第19条の7第1項）。

なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます（法第3条第4項）。

(2) 国会議員関係政治団体については、「収支報告書の適正の確保」と「収支報告書の透明性の向上」の観点から主に次のような義務等が課されています。

また、収支報告書の提出期限も他の政治団体に比べ、2か月（解散の場合は30日）長くなります（法第19条の10）。

- ・ 全ての支出について領収書等を徴収し、収支報告書の公表日から3年間保存しなければなりません。
- ・ 1件1万円超の支出（人件費以外）に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出しなければなりません。
- ・ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ、登録政治資金監査人（※）による政治資金監査を受けなければなりません。

（※）登録政治資金監査人とは、弁護士、公認会計士、税理士で、政治資金適正化委員会に備える名簿に登録された方です（法第19条の13）。

- ・ 1件1万円以下の支出（人件費以外）に係る領収書等について政治資金規正法による情報公開制度の対象となります（法第19条の16）。

<以下、令和8年1月1日から>

- ・ 預貯金による政治資金の保管
- ・ 翌年への繰越金額の確認等
- ・ 代表者の収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督
- ・ 代表者の会計帳簿に関する随時又は定期の確認

<以下、令和8年分収支報告書から適用>

- ・ 代表者による確認書の交付及び収支報告書への確認書の添付
- ・ 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

<以下、令和9年1月1日から>

- ・ 収支報告書等のオンライン提出義務

II 政治団体の届出

1 政治団体設立届（法第6条）

（1）提出期限

政治団体の組織の日又は政治団体となった日から7日以内

（2）提出方法

政治団体設立届（別紙1）（P25）を次の区分により、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会へ直接持参して提出しなければなりません。

（郵送による提出は認められていません）（法第6条第1項）

	政治団体の区分	提出先
1	一の都道府県の区域において、主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会
2	複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外の地域において、主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣
3	政党（本部）及び政治資金団体	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣
4	政党の支部	上記1及び2の区分により届け出ます。

（留意点）

政治団体は、この設立届を提出した後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることはできません（法第8条）。

2 政治団体設立届の添付書類

政治団体設立届には、次ページの表の「政治団体の区分」ごとの添付書類が必要です。

なお、同表の「添付書類」欄に記載している「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」については、すべての政治団体の設立届に必ず添付する必要がありますが、その他の書類については、次ページの表の「政治団体の区分」欄の（1）から（4）の場合のそれぞれについて必要なものを添付してください。

政治団体の区分	添付書類
政党の支部	① 紹介文、党規則、規約その他これらに相当するもの（別紙2（P27）） ② 政党的な状況等に関する届 ③ 支部証明書
その他の政治団体	① 紹介文、党規則、規約その他これらに相当するもの（別紙2（P27））
(1) <u>県議会議員又は知事の職にある者（公職の候補者又は候補者になろうとする者）を推薦・支持することを本来の目的とする団体で個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合</u>	② 被推薦書（別紙3（P28）） (ただし、公職の候補者又は候補者になろうとする者を推薦・支持する団体の場合には、 <u>被推薦者が立候補の届出</u> をした日の属する年と、その前年中にされた寄附に限り課税上の優遇措置を受けることができます。)
(2) <u>資金管理団体を指定する場合</u>	② 資金管理団体指定届（別紙7（P32））
(3) <u>国會議員が主宰し、又はその主要な構成員が国會議員である政治団体が、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合</u>	② それらの国會議員氏名届
(4) <u>国會議員関係団体のうち、I 5 (1)② (P3) の2号団体に該当する場合</u>	② 国會議員関係政治団体に該当する旨の通知（別紙11（P36）） ※

↓

※ 2号団体については、「被推薦書」ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除制度適用の対象となる政治団体であることを確認することになります。

3 届出事項等の異動届

(1) 政治団体の設立届により届け出た事項に異動があった場合

その異動の日から7日以内に、その異動事項を「届出事項等の異動届」（別紙4）（P29）により、設立届と同様に郵送によらず持参して提出しなければなりません（法第7条）。

(2) 異動届の対象

政治団体の設立届により届け出たすべての事項が対象となります。したが

って、政治団体の名称、代表者、会計責任者、国会議員関係政治団体の区分等の変更のほか、規約その他これに相当するものなどの添付書類の内容に異動があった場合も、この異動届の提出が必要です。異動届の提出先は、政治団体設立届の区分（P 5）と同様です。

4 国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出（令和8年1月1日から届出が必要）

（1）届出が必要となる政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中に以下の①又は②のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、国会議員関係政治団体からの寄附の金額が1,000万円に達することとなった寄附に係る通知を受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を「国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出」（別紙5）（P 30）により、設立届と同様に郵送によらず持参して提出しなければなりません（法第7条第2項）。

① 同一の国会議員関係政治団体（3号団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）

② 同一の3号団体から受けた寄附の金額

（2）留意事項

本届出は、提出要件に該当することとなった都度、提出する必要がありますので、例えば、既に国会議員関係政治団体とみなされた後に、別の国会議員関係政治団体から、1,000万円以上の寄附の金額を受けた場合にも、改めて届出をする必要があります。

この届の提出先は、政治団体設立届の区分（P 5）と同様です。

5 政治団体解散届

（1）政治団体の代表者及び会計責任者であった者が届け出る場合

政治団体を解散し、又は目的変更その他により政治団体でなくなったときは、代表者及び会計責任者は、「政治団体解散届」（別紙6）（P 31）及び解散等の日現在で作成した収支報告書を、解散等の日から30日以内（国会議員関係政治団体にあっては60日以内）に提出しなければなりません（法第17条第1項、第19条の10）。解散届及び収支報告書の提出先は、政治団体設立届の区分（P 5）と同様です。

（2）政治団体の本部がその支部の解散を届け出る場合

政治団体の本部は、その支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会

計責任者であった者に代わってその支部の解散を届け出することができますが、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、解散を届け出た旨を通知しなければなりません（法第18条第5項）。

なお、通知を受けた当該支部の代表者及び会計管理者であった者は、解散等の日現在で作成した収支報告書を、解散等の日から30日以内（国会議員関係政治団体にあっては60日以内）に提出しなければなりません。

解散届及び収支報告書の提出先は、政治団体設立届の区分（P5）と同様です。

6 資金管理団体指定届等

（1）公職の候補者が、資金管理団体を指定した場合

「資金管理団体指定届」（別紙7）（P32）を、指定の日から7日以内に、その資金管理団体の政治団体設立届の提出先の区分に応じ、提出しなければなりません（法第19条第2項）。

（2）指定届の届出事項に異動があった場合

「資金管理団体届出事項の異動届」（別紙8）（P33）を、異動の日から7日以内に提出しなければなりません。提出先は、資金管理団体指定届の区分と同様です。

（3）公職の候補者が、資金管理団体の指定を取り消した場合

「資金管理団体指定取消届」（別紙9）（P34）を、指定取消しの日から7日以内に提出しなければなりません。提出先は、資金管理団体指定届の区分と同様です。

（4）解散や届出者が公職の候補者でなくなったこと等により資金管理団体でなくなった場合

「資金管理団体でなくなった旨の届」（別紙10）（P35）を、資金管理団体でなくなった日から7日以内に提出しなければなりません。提出先は、資金管理団体指定届の区分と同様です。

7 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知等

（1）I5(1)②（P3）の2号団体に該当する団体を設立する場合

国会議員に係る公職の候補者からの「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」（別紙11）（P36）を受け、その原本を「政治団体設立届」（別紙1）（P25）、規約等（別紙2）（P27）に添付し、設立後7日以内に提出しなければなりません。

提出先は、政治団体設立届の区分（P5）と同様です。

（2）すでに設立済の団体が2号団体に該当する場合

国会議員に係る公職の候補者からの「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」（別紙11）（P36）を受け、その原本を「届出事項等の異動

届」（別紙4）（P29）に添付し、異動の日から7日以内に提出しなければなりません。

提出先は、政治団体設立届の区分（P5）と同様です。

なお、2号団体については、被推薦書ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除制度の適用の対象となる政治団体であることを確認することになります。

（3）2号団体に該当しなくなった場合

国会議員に係る公職の候補者からの「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」（別紙12）（P37）を受け、その原本を「届出事項等の異動届」（別紙4）（P29）に添付し、異動の日から7日以内に提出しなければなりません。提出先は、政治団体設立届の区分（P5）と同様です。

8 収支報告書（必ず提出してください。）

（1）収支報告書の提出義務

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を、収入・支出の有無にかかわらず、その日の翌日から3月以内（国会議員関係政治団体にあっては5月以内）に、政治団体設立届の提出先の区分（P5）に応じ、提出しなければなりません（法第12条第1項、第19条の10第1項）。

また、政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、政治団体の代表者及び会計責任者であった者は、その日から30日以内（国会議員関係政治団体にあっては60日以内）に、政治団体解散届及びその日現在で、当該年における収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を、政治団体設立届の提出先の区分（P5）に応じ、提出しなければなりません（法第17条第1項、第19条の10第1項）。

（2）収支報告書等の記載及び提出義務違反に対する罰則

収支報告書等の提出を怠った者、収支報告書に記載すべき一定の事項を記載しない者、収支報告書に虚偽の記入をした者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることとされています（法第25条第1項）。

（3）無届団体とみなす措置

収支報告書を提出期限までに提出せず、かつ、当該提出期限までに前年分の収支報告書をも提出していない場合には、当該提出期限を経過した日以後は、政治団体の届出をしていないものとみなされるため、その日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができません。なお、無届団体とみなされた団体については、官報又は都道府県の公報により、その旨を公表すること

とされています（法第17条第2項及び第3項、第8条）。

9 政治団体の届出に係る事項等及び収支報告書の公表

（1）政治団体の名称等の公表

政治団体設立届、届出事項等の異動届、政治団体解散届、資金管理団体指定届、国会議員関係政治団体に係る届等の提出があった場合、官報又は都道府県の公報により、その一定の届出事項を公表することとされています（法第7条の2、第17条第3項、第19条の2）。

（2）収支報告書の公表等

① 収支報告書の公表

収支報告書は、インターネットを利用する方法により、原則として、11月30日までに公表することとされています（法第20条）。

※ 法の改正により、令和8年1月1日から、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表は行わないこととなりました。

併せて、オンラインで提出された政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中はデータベースを用いた公表が行われます。

※ 定期公表分の収支報告書については、その年の12月31日までに、追加公表分・解散分の収支報告書については、当該収支報告書が公表された日以後遅滞なく、それぞれ提供が開始され、それぞれの収支報告書の公表が終了するまでの間、データベースを用いた公表が行われます。

※ データベースを用いた公表は、令和10年4月1日までに開始されます。（令和8年定期公表分以降及び令和10年解散分以降の収支報告書が、データベースの対象となります。）

② 閲覧及び写しの交付

収支報告書は、総務省又は都道府県の選挙管理委員会において、収支報告書が公表された日から3年間、何人も、閲覧又は写しの交付を請求することができることとされています（法第20条の2第2項）。

③ 個人寄附者等の個人情報の保護（令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用）

収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあっせんをした者を含む。）であって、個人であるもの）の住所に係る部分は、インターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます（法第20条第3項）。

ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、

住所限定報告書（※）が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書をインターネットにおいて公表することとされています。

（※）住所限定報告書

個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該住所部分を除いた記載内容が収支報告書（オンラインでなく紙で提出されたもの）の記載内容と同一であるものをいいます。

なお、選挙管理委員会において閲覧請求・写しの交付請求の対象となる収支報告書は、住所が全て記載されたものとなりますが、住所限定報告書も閲覧請求等の対象となります。

III 寄附等に関する制限

1 会社・労働組合等の行う寄附の制限

（1）政治団体を除く会社、労働組合、職員団体その他の団体（会社・労働組合等）は、政党・政党の支部（1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています（法第21条第1項）。

（2）会社・労働組合等が負担する党費又は会費は「寄附」とみなされます（法第5条第2項）ので、会社・労働組合等が政党及び政治資金団体（本県には政治資金団体はありません。）以外の政治団体の構成員として党費又は会費を負担することはできません。

（3）何人も会社・労働組合等に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならないとされています（法第21条第3項）。

（4）会社・労働組合等の寄附の制限違反に対する罰則

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることとされています（法第26条）。

（5）資金管理団体に対する寄附

会社・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、資金管理団体に対して政治活動に関する寄附を行うことは禁止されています。

2 政治家個人に対する寄附の制限

（1）何人も、政治家個人（公職の候補者）の政治活動（選挙運動を除く。）に関して、金銭等（金銭及び有価証券）による寄附をすることは、禁止されて

います。ただし、政治団体に対する寄附は認められています。（法第21条の2）

※ 政党がする寄附は、令和8年12月31日までは認められています。

(2) 会社・労働組合等の行う寄附は、政治家個人に対しては、政治活動に関する寄附も、選挙運動に関する寄附も、一切禁止されます（法第21条）。

(3) 公職の候補者に対する寄附の制限違反に対する罰則

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることとされています（法第26条）。

3 寄附の量的制限

寄附の量的制限には、総枠制限と個別制限があります。

(1) 寄附の総枠制限

寄附の総枠制限とは、同一の寄附者が1年間に行なうことができる政治活動に関する寄附の総額を定めたものです。その制限額は、寄附者と寄附の対象者の種類に応じて、定められています（法第21条の3）。

寄附者は、「個人」、「会社」、「労働組合及び職員団体」及び「その他の団体（政治団体を除く。）」の4種類に区分され、寄附の対象者は、政党及び政治資金団体グループと、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）及び公職の候補者のグループとに区分され、それぞれの限度額が適用されます。

この2つのグループについては、それぞれの限度額を守らなければなりません。たとえ一方のグループに対する限度額に余裕があろうとも、他方のグループに対しその分を限度額を超えて寄附することはできません。

ア 個人が行う寄附

個人が1年間に行なうことができる政治活動に関する寄附の限度額は、政党及び政治資金団体に対する寄附は2,000万円、その他の政治団体及び公職の候補者に対する寄附は1,000万円です。これらを合わせて個人は年間で総額3,000万円の寄附をすることができます。

なお、個人が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は、寄附ではないため、寄附の限度額には算入されません（法第4条第3項）。

イ 会社が行う寄附

会社が1年間に行なうことができる政治活動に関する寄附の限度額は、会社の資本又は出資の金額に応じて、別紙13（1）（P38）のとおり定められています。

また、会社が政治団体の構成員として負担する党費及び会費は、寄附とみなされますので、会社が支出した年間の党費又は会費の額は、寄附の限度額に算入されます（法第5条第2項）。

なお、前述のとおり、資金管理団体、その他の政治団体及び政治家個人に対して寄附することはできません。

ウ 労働組合等が行う寄附

労働組合及び職員団体が1年間に行うことができる政治活動に関する寄附の限度額は、その労働組合及び職員団体を構成する組合員又は構成員の数に応じて、別紙13(2)(P38)のとおり定められています。

また、労働組合等が政治団体の構成員として負担する党費及び会費は、寄附とみなされますので、労働組合等が支出した年間の党費又は会費の額は、寄附の限度額に算入されます(法第5条第2項)。

なお、前述のとおり、資金管理団体、その他の政治団体及び政治家個人に対しての寄附はできません。

エ その他の団体が行う寄附

その他の団体(会社、労働組合等でない団体)が1年間に行うことができる政治活動に関する寄附については、その他の団体の前年における年間の経費の額に応じて、別紙13(3)(P38)のとおり定められています。

また、その他の団体が政治団体の構成員として負担する党費及び会費は、寄附とみなされますので、その他の団体が支出した年間の党費又は会費の額は、寄附の限度額に算入されます。

なお、前述のとおり、資金管理団体、その他の政治団体及び政治家個人に対しての寄附はできません。

オ 政治団体が行う寄附

総枠制限はありません。

(2) 寄附の個別制限

ア 政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)が行う政治活動に関する寄附の個別制限の額

政党及び政治資金団体以外の政治団体が、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対する政治活動に関する寄附は、年間5,000万円を超えてはなりません(法第22条第1項)。

イ 個人のする政治活動に関する寄附の個別制限の額

個人が政党及び政治資金団体以外の同一の者に対して行う政治活動に関する寄附は、年間150万円を超えてはなりません(法第22条第2項)。

例えば、個人が政党及び政治資金団体以外の者に対する寄附(後援会等に対する寄附)については、総枠では年間1,000万円まで行うことができますが、同一の者に対しては、年間150万円を超えて寄附することはできません。

また、政治団体の支部については、本部、支部を通じて一の政治団体として取り扱われることとなっており、本部、支部を通じて年間 150 万円の個別制限の適用を受けます（法第 19 条の 17）。

ウ 寄附の個別制限の規定は、次の（ア）から（ウ）までのものには適用されません。

- （ア）政党及び政治資金団体に係る寄附（法第 22 条第 1 項、第 2 項）
- （イ）資金管理団体の届出をした公職の候補者がその者の資金管理団体に対して行う寄附（法第 22 条第 3 項）
- （ウ）個人が遺贈によって行う寄附（法第 22 条第 3 項）

（3）寄附の量的制限（総枠制限及び個別制限）の一覧は、別紙 14（P39）のとおりです。

（4）寄附の量的制限違反に係る罰則

寄附の量的制限に違反すると、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられることとされています（法第 26 条）。

4 寄附の質的制限

寄附に関する制限には、前記 3（P12～14）に記載した、同一の寄附者が 1 年間に行うことのできる金額についての量的制限のほか、寄附を行う者に一定の制限を設ける質的制限があります。

（1）特定の会社等の寄附の制限（法第 22 条の 3）

次のア～ウに該当する会社等は、それぞれ定められた期間、政治活動に関する寄附を行うことはできません。

また、これらの制限に違反して行われる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

ア 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第 3 条第 1 項の規定による政党交付金を除く。）の交付決定を受けた会社等は、その交付決定の通知を受けた日から 1 年を経過するまでの間、政治活動に関する寄附を行うことはできません。

イ 国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等は、出資又は拠出を受けている間、政治活動に関する寄附を行うことはできません。

※ ただし、上のア及びイに該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者の後援団体に対して行う寄附については、適用されません。

ウ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人、地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する団体に対して行う政治活動に関する寄附についても、上記ア、イと同様に、行うことはできません。

(2) 赤字会社の寄附の制限（法第22条の4）

三事業年度以上にわたり継続して欠損金を生じている会社は、その欠損金がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

また、これらの制限に違反して行われる寄附であることを知りながら、これを受けすることはできません。

(3) 外国人等からの寄附の受領の禁止（法第22条の5）

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

- ① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）
- ② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）
- ③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
(発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等)
※ 発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が1年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

また、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません（※令和9年1月1日から適用されます。）。

(4) 匿名寄附の禁止（法第22条の6）

本人以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附を行うことはできません。

また、この制限に違反して行われる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。なお、この規定に違反して行われる匿名の寄附に係る金銭又は物品は国庫に帰属します。

ただし、次の3要件のいずれをも満たす政党匿名寄附は、禁止されていません。

ア 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる

もの

- イ 政党又は政治資金団体が受ける寄附
- ウ 1件あたりの寄附が1,000円以下のもの

(5) 政治資金団体に係る寄附の方法の制限（法第22条の6の2）

何人も、政治資金団体に対し寄附を行うときは、政治資金団体の預金又は貯金の口座へ振込み以外の方法で行うことはできません。

また、政治資金団体から寄附を受ける場合も、その寄附を受ける者の預金又は貯金の口座への振込み以外の方法で受け取ることはできません。なお、この規定に違反して行われる寄附に係る金銭又は物品は国庫に帰属します。

ただし、次の寄附は、禁止されていません。

- ア その金額が1,000円以下のもの
- イ 不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）

(6) 寄附の質的制限違反に係る罰則

寄附の質的制限に違反すると、拘禁刑又は罰金刑に処せられることとされています（法第26条の2、第26条の3）。

5 公職選挙法上の寄附の制限

政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附については、政治資金規正法による制限のほかに、公職選挙法（以下「公選法」といいます。）による制限があります。その内容は次のとおりです。

(1) 請負その他特別の利益を伴う契約の当事者等が行う寄附の禁止（公選法第199条）

国政選挙に関しては国と、地方選挙に関してはその地方公共団体と、次の関係にある者は、その選挙に関し寄附をすることはできません。

- ア 請負その他特別の利益を伴う契約の当事者
- イ 利子補給の対象となっている融資を受けている会社その他の法人

(2) 選挙区内にある者に対する寄附の禁止

次に掲げる者は、その選挙区内にある者に対して寄附を行うことが原則として禁止されています。

- ア 公職の候補者等（公職の候補者等を名義人とする寄附も禁止されます。）（公選法第199条の2）
- イ 公職の候補者等の関係会社等（公職の候補者等の氏名を表示したり、その氏名が類推されるような方法でする寄附に限ります。）（公選法第199条の3）
- ウ 後援団体（後援団体が花輪、供花、香典などを出すこと及び後援団体の設立目的により行う行事や事業に関して行うものでない寄附をすることは、時期を問わず禁止されています。また、後援団体の設立目的により行う行

事や事業に関して行う寄附であっても、選挙期日前の一定期間（P 17）は禁止されます。）（公選法第199条の5第1項）

エ 公職の候補者等の氏名等を冠した団体（その選挙に関し、その選挙区内にある者（政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者等を除く。）に対し寄附をすることができません。）（公選法第199条の4）

※ 「公職の候補者等」とは

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）のことをいいます。

（3）後援団体の総会等又は後援団体の行事等における饗応接待等の禁止（公選法第199条の5第2項）

何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、その選挙区内にある者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をすること又は金銭若しくは記念品等を供与することは、選挙期日前の一定期間は禁止されています。

（4）公職の候補者等の後援団体に対する寄附の禁止（公選法第199条の5第3項、第4項）

公職の候補者等の行うその後援団体（資金管理団体を除く。）に対する寄附は、選挙期日前の一定期間は禁止されています。

※ 選挙期日前の一定期間は、以下の区分により異なります。

ア 任期満了による選挙の場合

任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間

イ 衆議院議員の解散総選挙の場合

衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

ウ 任期満了による選挙以外の選挙（補欠選挙等）の場合

当該選挙を行うべき事由が生じた旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

※ いわゆる統一地方選挙により行われる選挙の場合は、これらと異なる場合があります。

（5）公選法上の寄附の制限違反に係る罰則

公選法上の寄附の制限違反については、拘禁刑又は罰金刑に処せられることとされています（公選法第248条～第249条の5）。

IV 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の政治活動に関し支出することとされているものです。

政治資金パーティーについては、下記の規制があります。

1 開催団体

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければなりません（法第8条の2）。

政治団体以外の者が特定パーティー（P1）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして、法の規定の一部が適用されます。

2 収支報告（公開基準）

政治資金パーティーの対価に係る収入については、収支報告書に所要の事項を記載して提出しなければなりません。

また、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払の金額又は同一の者によりあっせんされた対価の支払いの金額の合計が5万円を超えるもの（※）は、対価の支払者又はあっせん者の氏名等が公表されます。

※ 本制限は、令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから適用されます。

※ 令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、令和8年12月31日以前に收受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。

3 対価の支払等に関する制限

（1）量的制限

何人も、一の政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、150万円を超えて支払いをしてはいけません（法第22条の8第3項）。

また、寄附と同様に、政治資金パーティーの対価の支払いについても、あっせん及び関与の制限があります。

（2）対価の支払方法の制限（法第22条の8の2）

何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振り込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。

政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができますが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなくてはなりません。

※ 本制限は、令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で、同日以後に支払がなされるものから適用されます。

(3) 告知義務

政治資金パーティーを開催する者が、対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません（法第22条の8第2項及び第5項）。

なお、法第22条の8第2項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言は、以下のとおりとされています（政治資金規正法施行規則第39条）。

「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」

(4) 外国人・外国法人等から対価支払を受けることの禁止等

何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。（P15））から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません（法第22条の8第4項）。

特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません（法第22条の8第4項）。

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません（法第22条の8第4項）。

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、

（3）の告知事項に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません（法第22条の8第6項）。

なお、法第22条の8第6項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言は、以下のとおりとされています（政治資金規正法施行規則第39条）。

「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」

※ 本制限は、令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

V 公民権停止、没収、追徴

1 公民権の停止

政治資金規正法違反の罪を犯した者は、選挙犯罪を犯した者と同様、次の期間中、選挙権・被選挙権を停止されるとともに、選挙運動をすることができなくなります（法第28条、公選法第137条の3）。

- ① 罰金の刑に処せられた者・・・裁判が確定した日から5年間
- ② 拘禁の刑に処せられた者・・・裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後の5年間
- ③ これらの刑の執行猶予の言渡しを受けた者
・・・裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

2 没収、追徴

寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます。

また、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込みによらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなります。

VI 後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類

公職の候補者等又は後援団体は、その政治活動のために使用されるその公職の候補者等又は後援団体の名称を表示する立札及び看板の類を、次に掲げる総数の範囲内で、かつ、その公職の候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において通じて2を限り、掲示することができます（公選法第143条第16項）。

※ 「後援団体」とは

公選法第199条の5第1項に規定する後援団体をいい、（1）政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は（2）特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものとされています。

1 立札及び看板の類の総数

公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべ

てを通じて、次の選挙の種類に応じ、それぞれに定める枚数の範囲内とされています。

選挙の種類	公職の候補者等の枚数	後援団体の総枚数
衆議院小選挙区選出議員の選挙	10	15
衆議院比例代表選出議員（東北ブロック）の選挙	32（1小選挙区内は、10以内）	48（1小選挙区内は、15以内）
参議院比例代表選出議員の選挙	100（県内は、12以内）	150（県内は、18以内）
参議院選挙区選出議員（青森県選挙区）の選挙	12	18
都道府県知事（青森県知事）の選挙	12	18
都道府県議会議員の選挙	6	6
市長及び市議会議員の選挙	6	6
町村長及び町村議会議員の選挙	4	4

2 立札及び看板の類の規格等

縦150cm、横40cm以内で、かつ、それぞれの選挙を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り掲示できます。

また、立札及び看板の類の大きさの制限には、足が付いている場合等は、その足の部分等の長さを含むものとされています。

※ 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所で掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

3 後援団体等の政治活動用立札及び看板の類の掲示違反に係る罰則

公職の候補者等又は後援団体の政治活動用立札及び看板の類の掲示違反については、2年以下の禁固又は50万円以下の罰金が科されることとされています（公選法第243条第1項第4号）。

○ 道路端及び歩道等において行う演説等の際に掲げる文書図画についての注意事項（選挙が行われていない平常時の政治活動における注意事項）

公職の候補者等が、選挙が行われていない平常時の政治活動として、道路端及び歩道等において、通行人及び通行自動車等に対し、ハンドマイク等で演説を行うことが政治活動のためにする演説会等と解されない場合は、演説中、公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項が記載されているのぼり

やたすき等の文書図画を掲示することはできません。



☆ 選挙が行われている期間以外は、

○ 氏名等が記載されているたすき ⇒ ×

○ 氏名等が記載されているのぼり ⇒ ×

となりますので、御注意ください。

※ 「政治活動のためにする演説会等」とは

政治活動のために不特定又は多数の聴衆を召集させ、演説等を行う集会のことをいいます。その会場においては、公職の候補者等の氏名、又はその氏名が類推されるような事項を記載した文書図画を掲示することができます。

VII 参考資料

政治団体の設立・異動・解散時に必要な書類等チェックシート

※ 1～3の表中、「◎」は必ず提出する必要がある書類で、「○」は該当する場合に提出する必要がある書類です。

1 政治団体を設立したときの必要書類

政治団体の区分	必要書類	チェック
政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> <u>政治団体設立届（別紙1）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>綱領・党則・規約（政党本部のものでも可）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>支部証明書（政党本部発行）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>政党の状況等に関する届</u>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
その他の政治団体 (後援会等)	<input checked="" type="checkbox"/> <u>政治団体設立届（別紙1）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>規約</u> ※ 別紙2の後援会規約例を参考に作成する <input checked="" type="checkbox"/> <u>被推薦書（別紙3）</u> ※ 県議会議員又は知事に係る候補者等を推薦・支持することを本来の目的とする政治団体が、課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合のみ <input checked="" type="checkbox"/> <u>国會議員関係政治団体に該当する旨の通知（別紙11）</u> ※ 衆議院議員又は参議院議員に係る候補者等を推薦・支持することを本来の目的とする政治団体が、課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合（国會議員関係政治団体のうち、2号団体に該当する場合のみ） <input checked="" type="checkbox"/> <u>資金管理団体指定届（別紙7）</u> ※ 資金管理団体を指定する場合のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

2 政治団体設立届等により届け出た事項に異動があったときの異動内容別の必要書類

異動内容	必要書類	チェック
政治団体の名称	<input checked="" type="checkbox"/> <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>綱領・党則・規約（変更後のもの）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>支部証明書（政党本部発行）</u> ※ 政党支部のみ <input checked="" type="checkbox"/> <u>政党の状況等に関する届</u> ※ 政党支部のみ <input checked="" type="checkbox"/> <u>資金管理団体届出事項の異動届（別紙8）</u> ※ 資金管理団体の指定をしている場合のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
主たる事務所の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>綱領・党則・規約（変更後のもの）</u> ※ 旧規約に地番まで所在地を記載している場合のみ <input checked="" type="checkbox"/> <u>支部証明書（政党本部発行）</u> ※ 政党支部のみ <input checked="" type="checkbox"/> <u>資金管理団体届出事項の異動届（別紙8）</u> ※ 資金管理団体の指定をしている場合のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
代表者 (転居等による住所変更、電話番号の変更も含む)	<input checked="" type="checkbox"/> <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u> <input checked="" type="checkbox"/> <u>資金管理団体でなくなった旨の届（別紙10）</u> ※ 資金管理団体の指定をした代表者（公職の候補者等）が公職の候補者でなくなった、代表者でなくなった又は死亡した場合のみ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
会計責任者・会計責任者の職務代行者 (転居等による住所変更、電話番号の変更も含む)	<input checked="" type="checkbox"/> <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u> ※ 会計責任者と会計責任者の職務代行者は同一人物が務めることはできませんので、会計責任者のみ異動する場合又は会計責任者の職務代行者のみが異動する場合は、会計責任者と会計責任者の職務代行者が同一人物となっていないか必ず確認してください	<input type="checkbox"/>

異動内容	必要書類	チェック
国會議員関係政治団体の区分	<p>◎ <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u></p> <p>○ <u>国會議員関係政治団体に該当する旨の通知（別紙11）</u></p> <p>※ 新たに国會議員関係政治団体（2号団体）に該当することとなった場合及び公職の種類の異動の場合（衆議院議員から参議院議員への異動時又は参議院議員から衆議院議員への異動時）のみ</p> <p>○ <u>国會議員関係政治団体に該当しない旨の通知（別紙12）</u></p> <p>※ 国會議員関係政治団体（2号団体）に該当しなくなった場合のみ</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
課税上の優遇措置の適用関係の有無	<p>◎ <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u></p> <p>○ <u>被推薦書（別紙3）</u></p> <p>※ 県議会議員又は知事に係る政治団体が適用関係を「あり」に変更する場合のみ</p> <p>○ <u>国會議員関係政治団体に該当する旨の通知（別紙11）</u></p> <p>※ 衆議院議員又は参議院議員に係る政治団体が適用関係を「あり」に変更する場合のみ</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
主たる活動区域の区分	<p>◎ <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u></p> <p>※ 主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる場合は、届出先が総務大臣となります</p>	<input type="checkbox"/>
規約・綱領・党則等	<p>◎ <u>届出事項等の異動届（別紙4）</u></p> <p>○ <u>規約・綱領・党則等（変更後のもの）</u></p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
資金管理団体の指定届に係る公職の種類	<p>◎ <u>資金管理団体届出事項の異動届（別紙8）</u></p> <p>※ 選挙の結果により、現職となった場合又は候補者等となった場合も届出が必要です</p>	<input type="checkbox"/>
資金管理団体の指定を取消	<p>◎ <u>資金管理団体指定取消届（別紙9）</u></p> <p>※ 資金管理団体の指定をした政治団体が解散することになった場合は、資金管理団体でなくなった旨の届（別紙9）が必要です</p>	<input type="checkbox"/>

3 政治団体を解散した場合の必要書類

政治団体の区分	必要書類	チェック
・政党支部 ・その他の政治団体（資金管理団体の指定がないもの）	<p>◎ <u>政治団体解散届（別紙6）</u></p> <p>○ <u>収支報告書（解散年の分）</u></p> <p>※ 未提出年分も提出してください</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
・その他の政治団体（資金管理団体の指定があるもの）	<p>◎ <u>政治団体解散届（別紙6）</u></p> <p>○ <u>収支報告書（解散年の分）</u></p> <p>※ 未提出年分も提出してください</p> <p>○ <u>資金管理団体でなくなった旨の届（別紙10）</u></p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 政治団体設立届（別紙1）及び届出事項等の異動届（別紙4）は、法の定めにより、郵便等により提出することはできません。

4 各年中において国會議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となった場合の必要書類

政治団体の区分	必要書類	チェック
・国會議員関係政治団体以外の政治団体（政党・政治資金団体を除く）	<p>◎ <u>国會議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出（別紙5）</u></p>	<input type="checkbox"/>

※ 国會議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出（別紙5）は、法の定めにより、郵便等により提出することはできません。

令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地 青森県

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

		政治団体の区分	
(ふりがな) 名 称		<input type="checkbox"/> 政	党
		<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	部
		<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
		<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体	
		<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部	
		国會議員関係政治団体の区分	
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国會議員関係政治団体	
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国會議員関係政治団体	
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国會議員関係政治団体	
目 的	別 紙 の と おり	組 織 年 月 日	令 和 年 月 日
主たる事務所の 所在地	(〒) 青森県	(電話)	
主たる活動区域			
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	(〒) (住 所) (電話)	(生年月日) (選任年月日)
会計責任者			
会計責任者の 職務代行者			
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の 適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(次ページへ)

政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類
政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 (ふりがな)	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 (ふりがな)	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	(ふりがな)	
	(ふりがな)	

(備考)

- 1 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
- 2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 3 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 4 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○号室」というように詳細に記載すること。
- 5 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあっては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。
- 6 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいかに該当するか否かにより記入すること。
- 7 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となるとする者にあっては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。また、「主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄及び「主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員(現職)」の例により記載すること。
- 8 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員が多数の場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。
- 9 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置(押印)を講ずる場合は、この限りでない。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

後援会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、
後援会と称し、主たる事務所を
に置く。

第2条（目的）

本会は、
氏の政治活動を後援することにより、
政の発展と
図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

第6条（役員の選出及び任期）

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額 円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和 年 月 日から実施する。

（注意）

これは、後援会の場合の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ①名称及び所在地に関する規定
- ②目的に関する規定（後援会の場合は、被後援者の氏名の明記、非後援団体の場合は、政治目的であることが明確に分かる内容）
- ③会計年度に関する規定
- ④規約の実施年月日に関する規定（附則）

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏 名

印

住 所 青森県

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員又は長の区分により、その職にある者にあっては「青森県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「青森県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 4 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「青森県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

届出事項等の異動届 令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地 青森県

代表者の氏名

(注) 新の届出で記入すること

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項}に異動があったので、同法第7条
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容}の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内容			異動年月日
ふりがな 政治団体名	新			令和 ・・
	旧			
主たる事務所 の所在地	新	(〒 -) 電話 () 青森県		令和 ・・
	旧			
ふりがな 代表者	新	氏名	住所	生年月日 昭・平 令和 ・・・
		(〒 -) 電話 ()		
ふりがな 会計責任者	新	(〒 -) 電話 ()		昭・平 令和 ・・
ふりがな 会計責任者の 職務代行者	新	(〒 -) 電話 ()		昭・平 令和 ・・
国会議員関係 政治団体の 区分	新			令和 ・・
その他の				令和 ・・

(備考)

- 1 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 2 異動のない欄は、記載しないこと。
- 3 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 「その他」の欄には、①主たる活動区域、②支部の有無、③規約、④課税上の優遇措置の適用関係の有無等に異動があった場合に、その旨を記載し、関係書類を添付すること。

別紙5（※ 本様式は、郵便等により提出することはできません。）
国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地 青森県

代表者の氏名

令和 年 月 日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和 年 月
日に政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第1項
{ 第1号
 第2号 } の金額が1,000万円以上となったため、同法第7条第2項の規定により、下記のと
おり届け出ます。

記

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の寄附（同法第19条の7第1項第3号以外に係る
国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
氏名	公職の種類
(ふりがな)	

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の寄附（同法第19条の7第1項第3号に係る国会
議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
名称	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	該当

（備考）

- 1 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け
出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。た
だし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆
議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者
等）」の例により記載すること。

政 治 団 体 解 散 届

令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地 青森県

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 この届出の提出の際には、同時に、法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

公職の種類

氏 名

住 所 青森県

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には、当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員 青森県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者になろうとする者にあっては「衆議院議員 東北選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

資 金 管 理 団 体 届 出 事 項 の 異 動 届

令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

氏 名

住 所 青森県

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 異動事項

3 内容

(1) 新

(2) 旧

4 異動年月日

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この届出は資金管理団体の指定をした者が行うこと。
- 2 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資 金 管 理 団 体 指 定 取 消 届

令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

氏 名

住 所 青森県

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備考)

- 1 この届出は資金管理団体の指定をした者が行うこと。
- 2 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

青森県選挙管理委員会 殿

氏 名

住 所 青森県

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと・資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと・解散したこと・法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと・資金管理団体の届出をした者が死亡したこと）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

（備考）

- 1 この届出は資金管理団体の指定をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 2 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 () 内については「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを選択すること。
- 4 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、() 内については「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」を選択すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏 名

印

住 所

貴団体は、令和 年 月 日から、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されたこととなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 4 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載し、国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には公職の種類に異動があった年月日ではなく、上記3の年月日を記載すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

氏 名 印

住 所

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

政治活動に関する寄附の限度額（1年間）

(1) 会社

資本又は出資の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
10億円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	4,000万円
200億円以上～250億円未満	4,500万円
250億円以上～300億円未満	5,000万円
300億円以上～350億円未満	5,500万円
350億円以上～400億円未満	6,000万円
400億円以上～450億円未満	6,300万円
450億円以上～500億円未満	6,600万円
500億円以上～550億円未満	6,900万円
550億円以上～600億円未満	7,200万円
600億円以上～650億円未満	7,500万円
650億円以上～700億円未満	7,800万円
700億円以上～750億円未満	8,100万円
750億円以上～800億円未満	8,400万円
800億円以上～850億円未満	8,700万円
850億円以上～900億円未満	9,000万円
900億円以上～950億円未満	9,300万円
950億円以上～1,000億円未満	9,600万円
1,000億円以上～1,050億円未満	9,900万円
1,050億円以上	1億円

(2) 労働組合又は職員団体

組合員又は構成員の数	政党・政治資金団体に対する寄附
5万人未満	750万円
5万人以上～10万人未満	1,500万円
10万人以上～15万人未満	3,000万円
15万人以上～20万人未満	3,500万円
20万人以上～25万人未満	4,000万円
25万人以上～30万人未満	4,500万円
30万人以上～35万人未満	5,000万円
35万人以上～40万人未満	5,500万円
40万人以上～45万人未満	6,000万円
45万人以上～50万人未満	6,300万円
50万人以上～55万人未満	6,600万円
55万人以上～60万人未満	6,900万円
60万人以上～65万人未満	7,200万円
65万人以上～70万人未満	7,500万円
70万人以上～75万人未満	7,800万円
75万人以上～80万人未満	8,100万円
80万人以上～85万人未満	8,400万円
85万人以上～90万人未満	8,700万円
90万人以上～95万人未満	9,000万円
95万人以上～100万人未満	9,300万円
100万人以上～105万人未満	9,600万円
105万人以上～110万人未満	9,900万円
110万人以上	1億円

(3) その他の団体

前年における年間の経費の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
2千万円未満	750万円
2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
8千万円以上～1億円未満	3,500万円
1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
4億6千万円以上	1億円

寄附の量的制限一覧

受領者	寄附者	個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体					
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	政党		政治資金団体		その他の政治団体	
政党	年間	制限なし	資本金、組合員数等（※4）に応じて年間750万円～1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
政治資金団体	2,000万円										
政治団体 以外の政治団体	他の資金管理団体	年間 1,000万円 (※1)	年間 150万円 (※2)	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	年間 5,000万円
			年間 150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	
公職の候補者	金銭等に限り禁止（※3） その他は年間150万円	金銭等に限り禁止（※3） その他は年間150万円	禁止	禁止	金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし（※5）	金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし（※5）	金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし（※5）	金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし（※5）	金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし（※5）	金銭等に限り禁止（※3） その他は制限なし（※5）	

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対して行う特定寄附及び遺贈によって行う寄附については、制限なしとされています。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対して行う寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）及び遺贈によって行う寄附については、制限なしとされています。

※3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。

※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限が設けられています。

※5 政党が公職の候補者に対してする寄附については、令和8年1月1日まででは制限がありません。（令和9年1月1日以降は表記載のとおり。）

※6 令和8年1月1日から、政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないこととされましたので、御注意ください。

この印刷物は1,200部作成し、印刷経費は1部当たり41.80円です。